



# 大阪府公立高等学校入学者選抜制度の変更過程にみる教育専門性の劣位化 : 調査書評定への利用を前提とした「中学生チャレンジテスト」導入をめぐる政策過程

山下, 晃一

---

**(Citation)**

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 11(1):121-130

**(Issue Date)**

2017-09-30

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCDOI)**

<https://doi.org/10.24546/81010029>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010029>



# 大阪府公立高等学校入学者選抜制度の変更過程にみる教育専門性の劣位化 —調査書評定への利用を前提とした「中学生チャレンジテスト」導入をめぐる政策過程—

## The Inferiority of Educational Professionalism in the Reform Process of the System on Selecting Entrants for Public High Schools in Osaka Prefecture

山下 晃一\*

Koichi YAMASHITA\*

**要約：**本稿は、大阪の教育改革において従来の教育の専門性がいかに劣位に置かれていったのか、その機序の解明を目的とする。素材とするのは、大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書（内申書）の評定算出を「中学生チャレンジテスト」という府独自の学力調査によって補訂する政策の形成過程である。2012年、大阪府下の公立中学校では他府県に約10年遅れて、相対評価から絶対評価に転換した。だがその途端、絶対評価のばらつきや恣意性が批判され、統一的「ものさし」として府内統一学力テストの必要性、さらには調査書への利用が主張されるようになる。当初、府教委は消極的であったが、地方政権与党の影響が高まった大阪市からの働きかけもあって導入を決定する。鍵的人物による理論的援護を得て、成績中上位層の社会的支持を基盤としながら、教育評価方法をめぐる理論的決着の困難にも乗じた決定であった。府教委の審議過程では、必ずしも教育専門家の姿勢が一致しない状況や、専門家ゆへの論題化回避という特色も見受けられる。学力テストの成績向上という至上命題が貫徹されると同時に、相対評価残存時には教員の欺瞞・保身を論難し、絶対評価導入時には教員の主観性や生徒の不公平感を強調する論陣が張られたことによって、従来の教育専門性に対する信頼性毀損も達成されたと言える。

### 1. はじめに

近年、教員や教育行政担当者の有する「専門性」が世間から十分に信頼されているとは言えない。むしろ厳しい監視の対象とされ、かつて享受してきた自律性や優位性を失いつつある。

そのような専門性のゆらぎのなかで、教育に必要な一定の威厳や教員の労働者（ないし人）としての尊厳は十分に確保されるのだろうか。かかる状況下では、社会から学校に期待される本来の役割を適切に果たすことは困難ではないか。それとも厳しい試練を経るからこそ、時代にふさわしい新たな教育の専門性へと生まれ変わるのか。こういった問いが浮かび上がる。なぜ、どのように教員らの専門性が劣位に置かれてしまうのか。その機序を丁寧に解明すると同時に、そこからいかなる意味を読み取るべきか、あらためて真摯に向き合う必要性が高まっている。

周知のように近年の大阪府・大阪市では、現行の公立学校や教職員への厳しい異議を基調とする政治主導型・首長主導型のガバナンスが展開されてきた。この点で、上記の課題意識の探究に適した対象地・素材の一つと言える。

大阪では、例えば、教育の有識者や学校現場の代表者が集められて、従来の教育施策や学校教育が詳細に検証された上で、教育学の最新成果に基づく教育理念・内容・方法が新たに示されたわけではない。通例で想起されるような意味での教育の専門性に基づく施策が生み出されたと考えるのは難しい。

むしろ、大いに注目された府知事による教育委員会への侮蔑の

言葉や、教員評価における相対評価導入をめぐる論争などから推測可能なように、少なくとも“従来の”または“現在の”という限定語付きの学校・教職員の専門性を、否定することはあっても尊重しないような施策が展開されてきた<sup>1)</sup>。いわば教育の専門性が劣位に置かれてきた典型例として位置づけられる。

「ユーザー視点」掲げる大阪で矢継ぎ早に実現したのは、賛否が分かれる教育施策、とくに教育学の通念や教員の立場からは疑問視されても、一部市民の潜在的需要を満たしてその支持を得る施策、例えば学校選択制、学力調査結果の学校別・市町村別公表、公私高校の競争、3年連続定員割れ府立高校の廃校などである。教育学研究者からは問題点を指摘する声も多い<sup>2)</sup>。

とはいえ、これら施策は、きわめて多くの有権者の支持を得た地方政党が展開したものである。教育の領域でもその支持は高く、従来の学校教育に批判的な市民からは、溜飲の下がる思いで歓迎されたことも容易に推測される。歓迎とまで至らずとも、教員・学校への不信を背景に、大阪の教育改革に期待せざるを得ない心境を保護者自らが切実に描写した論考もある<sup>3)</sup>。

学校現場の教職員の中にさえ、それまでの自らの勤務経験から、一部同僚らへの批判（ないし同じ専門家としての反省や連帯責任感）に基づき、大阪で展開された各種施策への賛意を密かに、または公然と表明する者もいると聞く。そのような生活実感・感情的次元のみならず、府立高校における学校経営の実践的次元から大阪の教育行政の意義・効能が検討されてもいる<sup>4)</sup>。

\* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授

(2017年3月31日 受付)  
(2017年4月30日 受理)

以上の課題意識および状況把握を前提として、本稿は、大阪教育改革において従来の／現在の教育の専門性がいかに劣位に置かれていったのか、その機序を可能な限り構造化して描写・解明することを目的とする。

素材とするのは、大阪府公立高等学校入学者選抜（以下、府立高校入試）における調査書（以下、内申書）の位置づけ、さらに絞れば、評定を算出する際に「中学生チャレンジテスト」と称する府独自の学力調査を用いて補訂するという施策展開である。この動向は、府立高校入試という「府」教委が主体たるべき領域に属しながらも、後述のように大阪「市」教委から、中3での市独自テスト実施という先鋭的施策を伴う激しい問題提起で突き動かされたものであった。その意味では、所管学校の相違や、府県一市町村関係の今日的様相など、教育行政・教育経営上の重要論点を含む面もある。いずれにせよ、上述した教育専門性の劣位化を如実に表す典型例の一つと言える。

もとよりこの施策は、教育の専門性の否定・劣位化を標榜して行われたわけではない。だが、従来の慣行への批判の上に展開された施策であり、冒頭の課題意識からすれば重要な検討意義がある。また、高校入試において、中学校という一つ前の階梯の学校における教育成果・教育達成をいかに評価するかという、専門的知見の下で扱われるべき問題が、政治主導の下で議論されて施策化されている。こうしたガバナンスの変容にしたがって、新たな教育の専門性が生み出される可能性も、少なくとも論理的には想定されうる。本稿ではこうした可能性も排除せず、そこで生み出されるかもしれない新たな教育の専門性の位置をいかに評価できるのかについても検討の視野に入れていきたい。

## 2. 大阪府立高校入試における内申書制度改革

### (1) 公立高校入試における内申書への焦点化 —その発端—

1998年の学習指導要領改訂に伴い、2001年には指導要録の改善通知が出され、評定が相対評価ではなく「目標に準拠した評価」、いわゆる絶対評価に基づくことになった。これに従って公立高校入試の内申書も絶対評価に移行する府県が増加した。だが大阪府は2012年時点で全国で唯一、相対評価を採用していた<sup>5)</sup>。

この状況に対して、当時、大阪府知事から転身した橋下徹前大阪市長は、2012年1月に相対評価の見直しを提案する。まず、府立高校の学区撤廃が教育基本条例案に盛り込まれることを受けて、生徒自身が府内全域での偏差値を把握する必要があるとの観点から、府内全中学生を対象とする「統一テスト」の実施が必要であると語り始める。そして、現行の相対評価による内申書の扱いは、中学校間の学力格差によって不公平が生じているとの認識を示し、相対評価見直しに至ったのである<sup>6)</sup>。

また同年5月には痛烈な批判をSNS上で展開した。そこでは「大阪府の教育の隠れた問題点」として「全国の中学生のうち、大阪の中学生だけが相対評価での内申書になっている」ことを取り上げ、当時の府教育委員長である陰山英男氏を名指して批判した。橋下氏は、陰山氏自身が中教審等で絶対評価にすべきと主張しているのに、大阪府については「全国の流れに完全に反し」た状態に放置していると責め立てたのである<sup>7)</sup>。

橋下氏は、現行の府立高校入試における相対評価では、「子ど

もたちはいくら頑張っても努力してそれなりの結果を出しても、一定の割合で低い評価をされること、さらに「相対評価は各学校のレベルは一切考慮せず、当該学校内での順位だけで評価をし…その子がどのようなレベルなのかを客観的に評価せずに単純な順位によって評価」することについて厳しい批判を繰り返している。他方、絶対評価については、「基準が不明確…。緩い基準の学校では全員が5。厳しい学校は1ばかり…」とデメリットがあると認めつつも、「…各学校が基準をすり合わせていけば解決できます。大阪以外は皆この基準のすり合わせに知恵を絞っています」と、その克服可能性を強調する。

そして、府教委や「教員サイド」の姿勢に対して、前年の大阪府職員基本条例案・教育基本条例案をめぐる議論において教員に対する相対評価には反発したくせに、生徒への相対評価を残存させているのは欺瞞・保身だと批判し、内申書について絶対評価への変更を求めるようになったのである。これを受けた府教委は、協議を重ねた結果、同年8月、2016年度入試から「絶対評価」の導入を決定するに至る<sup>8)</sup>。

### (2) 内申書の意味変容 —学力テストとの関連づけへ—

一連の流れで注目されるのは、絶対評価の導入に際しては「統一的な『ものさし』・基準」が必要との主張が、常に随伴していたことである。それに該当するものとして想定されたのが、全中学生を対象とする「統一テスト」であると思われる。

上記の通り、絶対評価導入が最初に打ち出された際にも統一テストへの言及はあったが、少なくとも報じられる範囲（すなわち記者の理解も含む形）では、それはあくまで学区撤廃に伴い生徒が自らの「学力」＝偏差値輪切りにおけるテスト成績順位を明確に理解するためのものと位置づけられていた<sup>9)</sup>。その上で、絶対評価への転換が必要と論じられる際に、評価のばらつきや恣意性、学校間格差の影響を「デメリット」として挙げて、その低減・除去の対策が必要という論理が展開された。

ところが、府教委も府立高校入試の内申書における絶対評価導入に動き始めた2012年6月ごろから、市長と知事が全中学生対象「統一テスト」実施で合意する等の動きの中で<sup>10)</sup>、橋下氏が報道陣に「内申書が絶対評価になれば府内の統一テストが必要。学校間で格差があったら不公平」と述べるようになった<sup>11)</sup>。

市長と歩調を合わせるように大阪府教委もまた、大阪市の教育行政の責任主体としての立場から、しかし形の上では市長とは別途、評価基準にばらつきが生じないよう、内申書作成資料の一環として、学習到達度を統一的に測るテストが必要だと述べ、府教委に対して検討するよう要請した<sup>12)</sup>。

これに対して府教委は、上述のように同年8月に絶対評価の導入を決定はしたものの、一連の市長・市教委からの要請については、「入試の前倒し」になると否定している<sup>13)</sup>。

だが事態はこれで収拾したわけではない。翌2013年4月、橋下氏は「府市教育改革協議会」を設置した。これは、府知事、市長、府と市の教育委員（各6名、計12名）、総勢14名で構成する組織である。そこで扱う議題の一つに「統一テスト」が挙げられ、内申書の絶対評価への転換に対応して、統一の「ものさし」として導入するかどうか議論することになったのである<sup>14)</sup>。

こうした手順を経て、結果として橋下氏側の主張が通っていく。1月には、府教委が全ての中1・中2を対象に「統一テスト」を実施する方針を決定した（新名称「チャレンジテスト」。中1は3教科、中2は5教科）。その主眼は基礎学力向上とされたが、内申点への反映も引き続き検討するとした。だが、府下の43市町村教委のうち31教委が「反映は不必要」として、「入試の前倒しになる」「学習の進み方が違う学校もあり、公平でない」などの反対意見を表明した<sup>15)</sup>。

当初、府教委は市町村教委の動静を見ながら、「統一テスト」結果活用については市町村に一任するものとしていた。しかし、上記「府市教育改革協議会」では、市町村任せにするのではなく、あくまで府教委主導で統一基準を設けるよう強く要請された。それに応じる形で、当時の中原徹大阪府教育長が、上記チャレンジテストの結果を内申点に算入する考えがあることを、記者会見で明らかにしている<sup>16)</sup>。

### (3) 府による義務教育への影響力行使

大阪「府」という立場、すなわち義務教育学校の主たる設置管理者たる市町村ではなく、都道府県の教育行政という立場からすれば、さしあたり公立小中学校で展開される教育に直接、責任を負う必要はない。確かに府が所管する高校入試制度の変更が出发点ではある。だが義務教育段階を所管しない大阪府の教育行政が、市町村の所管下の公立中学校に対して、そこまで執拗に影響を与えようとする教育行政・教育経営上の意図は不明瞭である。筆者も学会報告時に、そのような質問を受けたことがある。

ここでは府教育行政—市町村教育行政、および両者の所管事項の分担（後期中等教育か義務教育か）という枠組みで捉えるだけでは十分とは言えない。議会や首長、さらには政党の存在も含めた広がりの中で、府教育政治—市町村教育政治という枠組みで捉える必要がある。

政治主導の立場や地方政権を担う政党・政治家等の立場からすれば、現状では府知事を輩出し、府議会第一会派となって教育委員選任も左右し、府教育行政への影響力も強めてはいても、教育関連の選挙公約・施策の実現が、府教育行政の中心的所管事項である府立学校、すなわち主に高校教育と特別支援教育に限定されてしまうなら、有権者への訴求範囲も自ずと府県立学校の保護者に限られる。換言すれば、自らの政治的成果を主張する際に市町村立小中学校の保護者を“取りこぼして”しまうことになる。

大阪の場合、当該政党は府庁所在地である大阪市においても市長を輩出し、市会与党でもあるため、市の教育施策を動かすことによって同市の公立小中学校の保護者への訴求力は確保できる。だが、概算人口比で3倍近い他市町村の保護者にまでは作用が及

びにくい（中学校生徒数：大阪府約24万5千人、うち大阪市約6万5千人；表1）。そのままでは、支持者数の極大化という政党の基本行動原理に照らして適切とは言えない。

公立高校入試における内申書の扱いの変更は、府下公立中学校に広く影響を及ぼし、当該政党の教育政策の訴求度・認知度を上げることができる。政策形成コスト回収の観点からも、せつかく住民への周知効果を高めるべく重点化し、時間や手間も費やした政策であれば、その訴求範囲を広げるのは当然となる。

すなわち、上記施策の意図自体は都道府県教育委員会の責任・所管あるいは市町村との役割分担など、教育行政・教育経営上の範疇からは逸脱するようにも見え、学問系譜に忠実な論理からは本節冒頭のような問いが出るのも自然かつ妥当と言える。だが、これらの動向は、政策訴求力の最大効率化という政党政治的な論理からは合理性を認められる余地をもつのである。

今回の府教委の決定については、府下全域での勢力拡大と安定化をめざす政党政治の立場に立ち、公立中学校の（一部の）保護者への訴求増加という論理に即して考えるとき、その合理性の一端が理解できる。逆に言えば、公立高校入試における内申書利用方法の改定という教育施策は、府の所管事項でありながらも、府下市町村が所管する公立中学校の教育への影響力を行使できるという特質を有するものであった。そして同時に、公立中学校教員と、彼らの評価能力・評価権限とに対する「不信任」を刺激・惹起するものでもあり、その不信任は、「学力」中位層以上の一定の保護者層に共有されよう性質を帯びていた。

大阪府の義務教育への影響力行使に関する冒頭の疑問に回答しようとするれば、以上のような事柄の確認に至る。いわば冒頭の疑問は、政治的社会的基盤を視野に入れた教育行政・教育経営の概念枠組みの再確認・再定位をもたらしうると言える。本事例を通じて「教育の専門性」を検討する際には、上記のように状況を構造化して捉える必要がある。

## 3. 教育の理念・方法自体をめぐる政治＝教育政治の発生

### (1) 大阪市教育委員会・教育委員長の動き

以上のように大阪では、全国に遅れること約10年、相対評価から絶対評価への変更が実現されたわけであるが、①その議論は絶えず「統一テスト」と共に扱われているという特徴、そして、②学力テストの内申書への反映をめぐって、大阪維新の会という特定の地方政党を同根とする市長・知事・大阪市教委と、府下の他の市町村教委との間に対立を生んでいるという特徴、この二つの特徴を有する動向となっていた。

この後、大阪の動きはやや不可解となる。本来「相対評価」の弊害を克服すべく導入されたはずの「絶対評価」が、導入される

表1 大阪府中学校生徒数と大阪市のシェア（2015年度）

	合計	公立	私立	国立
大阪府全体	244,705名	221,067名	22,320名	1,318名
うち大阪市	64,999名	54,917名	9,243名	839名
大阪市のシェア (a)	26.4%	24.8%	41.4%	63.7%
大阪市以外 (b=1-a)	73.4%	75.2%	58.6%	36.3%
大阪市以外 (b) / 大阪市 (a)	2.76	3.03	1.41	0.57

出所：文部科学省『学校基本調査』2015年

表2 大阪における絶対評価と統一テストをめぐる動向（2012～13年）

年月日	事柄
2012. 01. 31	橋下徹市長、内申書の絶対評価への変更を表明（読売夕刊1/31）。
2012. 03. 07	市教委、教育委員の後任を全国公募。
2012. 03. 28	橋下市長、内申書を絶対評価にするよう要請（産経夕刊3/28）。
2012. 04. 20	府教委、絶対評価に向けて検討開始（読売4/21）。
2012. 05. 05	橋下市長、twitterにて絶対評価導入、府教委批判を展開。
2012. 05. 07	府教委・陰山英男教育委員長、twitterで絶対評価への変更を表明（読売5/7）。
2012. 05. 23	大森不二雄氏、教育委員に内定（毎日・大阪夕刊5/23）。
2012. 06. 01	大森氏、教育委員に任命。
2012. 06. 12	橋下市長と松井一郎知事、全中学生対象「統一テスト」実施で合意（毎日6/13）。「内申書が絶対評価になれば府内の統一テストが必要。学校間で格差があったら不公平」と述べる（朝日8/31）
2012. 06. 29	橋下市長、府立高校入試で内申書と入試以外に中1・中2対象の「統一テスト」も合格材料にすることを示唆。内申書だけでは公平な評価が難しいので、府内統一テストによって、学力を「公平な尺度」で測るとする（朝日6/30）。
2012. 08. 20	大阪市教委、内申書作成資料として、評価基準にばらつきが生じないよう学習到達度を統一的に測るテストが必要として、府教委に検討を要請（朝日夕刊8/20）。
2012. 08. 25	府教委・中西正人教育長、絶対評価への変換方針を表明。
2012. 08. 30	府教委、絶対評価導入を正式決定、2014年実施をめざす（読売夕刊8/30）。橋下市長はテスト結果を入試に反映させるよう主張。しかし府教委「入試の前倒し」と否定（毎日夕刊8/30）。
2013. 03. 28	府教委、2016年度から絶対評価導入決定（産経3/28）。
2013. 04. 01	中西教育長、任期満了で退任。後任として中原徹氏が大阪府教育長に就任。
2013. 04. 24	橋下市長「府市教育改革協議会」の設置を提示。府知事、市長、府と市の教育委員（各6名）で構成。「統一テスト」について、内申書の絶対評価への転換に対応して、統一の「ものさし」として導入することを議論（朝日4/25）。
2013. 11. 14	大森不二雄氏、市教育委員長に選出。
2013. 11. 21	府教委、府内全中1・2「統一テスト」実施の方針。基礎学力向上を主眼とするも、内申点に反映することも検討中（読売11/21）。ただし市町村教委は「入試の前倒し」と反発（毎日夕刊11/21）。
2013. 11. 25	府教委、「統一テスト」結果活用については市町村に一任（毎日大阪11/26）。
2013. 12. 09	橋下市長、松井知事、府教委、市教委の意見交換会で、テスト結果反映を市町村まかせにせず、統一的な基準を設置するよう、橋下市長ら大阪市側が府教委に要請（読売12/10）。
2013. 12. 17	中原府教育長、中1・2「統一テスト」の内申点への算入を検討中と表明（読売12/18）。

出所：新聞記事等から作成

や否や、今度は恣意性・ばらつき・学校間格差等を理由に厳しく批判され始めたのである。それは、単なる金銭的利害や政治的信念をめぐる一般政治ではなく、まさに教育に深くかかわる理念や方法自体をめぐって諸主体間で駆け引きが始まったこと、いわば教育政治の本格的始動を意味していた。次に、この新段階において教育の専門性がどう位置づいたのか検討を深める。

すでに少し触れたが、大阪で展開された「絶対評価」批判の内容を確認しておく、評定を下す教員の主観に左右されやすく、また中学校間で評定値の分布に偏りがあり、同じ能力を持つ生徒であっても、通う中学校の状況、とくに他の生徒の成績や能力の分布によって、まったく異なる評定がつけられることもあり、府立高校の入試において不利益を被る、不公平な状況が生じている、

などの批判である。

これらの批判の内容自体は目新しいものではない。2002年以降、各地の公立高校入試で内申書の評定が絶対評価に移行した際にも見受けられたものと言える<sup>17)</sup>。問題は批判の内容というよりも、その批判を出したのは誰だったのかである。府教委の絶対評価導入への批判の出所は、当の絶対評価導入を求めた市長のお藤元の大阪市教育委員会であった。

この批判において重要な役割を果たしたと目されるのが、大森不二雄・前大阪市教育委員長である。大森氏は、本件に関してテレビ等のマスコミや市教委のHPを通じて積極的な情報発信を担った。彼の着任後は、橋下氏自身による本件関連の旺盛な発言・問題提起・情報発信も減り、大森氏に一任した感がある。

同氏が大阪市の教育委員となったのは2012年である。委員ポストが全国公募され、それに応募、同年5月には内定、翌月から委員に任命された。上述のように、この時期はまさに橋下市長が、絶対評価の導入を積極的に唱え始めた時期と重なっている。そして府と市町村の対立構造が鮮明になる2013年に入って、11月には大森氏が大阪市教育委員長に選ばれている。

これ以降、大阪市は単なる絶対評価への批判でなく、統一テストを内申書に反映するような府全体での仕組みづくりに大きく貢献する。すなわち大阪市は絶対評価の短所解消を掲げ、率先して統一学力テストを内申書に結びつけることで、内申書への反映に反発を見せていた他の市町村の態度を軟化させようとするのである。後述のように当初は中1・中2、後に中3も含めて学力テスト結果で内申書評定を確定するようになっていった。

大阪市教育委員長としての大森氏は、他市の抵抗が根強い統一テストの内申書への算入について、絶対評価の問題点を強調しながら、積極的にその必要性・必然性を打ち出していく。その象徴が2014年7月8日に市教委から府教委宛に出された意見書である。そこでは、絶対評価だと「学校間・自治体間で共通の評価尺度がないと評定分布にばらつきが生じ、公平性や信頼性を担保するのが難しい」と指摘して、中学校ごとに内申書の「総枠」を設け、その枠内で生徒に内申点を配分するよう求めた。その総枠は統一テストの結果を踏まえて決定するよう提案しており、現行制度にきわめて近いものであった<sup>18)</sup>。

## (2) 絶対評価批判＝学力テスト回帰の論理と政策

改めて特筆すべきは、大阪の動向に先立つ数年前、大森氏が絶対評価への批判も含め、対案として学力テストによる相対評価の復権を述べた論文を発表していたことである<sup>19)</sup>。それは、まさに市長・知事らの展開する議論と重なるものであった。

同論文は、「『絶対評価』による高校入試内申書の不条理」として、評定インフレ、学校間格差、そして最も深刻な問題として「生徒個々人レベルで見た公平さへの疑念」を挙げ、「教師による主観的な評価ではないかとの不信感」を記している。また、「関心・意欲・態度」は「ペーパーテスト」で図ることが難しいため不安定になると指摘しながらも、「少数派の専門家による知見」を紹介した上で、「絶対評価は共通の『ものさし』の導入（評価基準）があってこそ可能となる」のであり、「客観テスト以外に信頼性の高い共通の『ものさし』がない」と指摘する（二重カギ

括弧は筆者付記）。ここで結論的に提起される対案は結局、相対評価であり、これまで詰め込み教育と批判されてきた事象と重なる。だが、その弊害への対策は記されず、また「客観テスト」と呼ばれる試験の内容や水準も明示していない。

かつての大阪は全国で唯一、相対評価に基づいて内申書を扱っていたため、大森氏による絶対評価批判の論理や修辞を適用できない。だが、相対評価が絶対評価に変われば、ここでの議論を援用できる。そして、学力テストの実施を正当化することも視野に入れられる。以上を念頭に置けば、大森氏の立論は市長の主張と軌を一にするものであり、教育委員会への任命時期も考え合わせれば、この論題を要諦として事前に何らかの接触がもたれた可能性も考えられる。いずれにせよ本案件に限れば、大森氏が有力な論客として歓迎されたことは想像に難くない。

大阪市教委は2014年末から2015年にかけて、この問題に関して以下のような独自の動きを強めていく。そしてその後、全国学力調査結果の公立高校入試・内申書利用の問題として、大いに世間の注目を集めることになる。逆に言えば、全国学力調査の結果利用が話題となるまでに、すでに大阪府・大阪市では一定の議論や対立の蓄積・展開が存在していたということである。

大阪市教委は2015年4月、府教委の予定する中1・中2時のテストに加え市独自のテスト（「大阪市統一テスト」）を中3の2学期に実施し、その結果＝全市における順位に応じて教科ごとに内申書の評定を決定するよう定めた（上位6%…評点「5」、上位18%…評点「4以上」、上位39%…評点「3以上」）。極論すれば、これは日常の学習における提出物等の状況にかかわらず、学力テストのみで評定が決まりうることを意味する。

そのような独自テスト実施決定と同時に、前述の意見書の内容を市教委のHPにも掲載して、「中学生・保護者・市民の皆さまへ」と題する「メッセージ」を発信した<sup>20)</sup>。

ここでは、「内申書の問題は、教育の専門家でないといわれない複雑なものと思われがちですが、つきつめれば、『入試は公平でなければならない』という単純かつ切実な問題」と市民に呼びかけて、強力に問題構造の単純化を図った。そして「『いわゆる絶対評価』による内申書は、共通の評価尺度や統一基準（ルール）を設けない限り、中学校間・市町村間で学力を反映したものととは考えられない内申点のばらつきが生じ、高校入試に欠くことのできない公平性・公正性が確保できなくなる」と、これまでに本稿が確認した批判を展開する。

その上で、府教委によって「第3学年の内申点に関する府内統一基準が決定」されたことを「歓迎し、高く評価」と述べるが、大阪市では府内統一基準によって中学校間での公平性を担保することに加え、生徒間でも公平性を担保するため、大阪市統一テストを実施する方針は変えないこと、また、同テストで市内上位となると一定の内申点を保証すると述べながらも、日常の学習成績も内申点につながることを強調したのであった。

## (3) 「真の絶対評価」をめぐる政治主導と社会的支持の相互増幅

このような独自施策は、例えば一般行政学的・政治学的文脈においては、ある意味で地方分権の産物、あるいは地方自治の成果、

自律的行動の創造的展開とも捉えられるであろう。だが、それが人々の教育営為にとって何を意味するのか、いかなる教育的価値の産出にかかわるものかについては、教育学の範疇に属する諸学問・諸方法によって解き明かされるべき課題と言える。

大阪市教育委員会は、上記施策の意義を自ら説いて次のように述べる。「…絶対評価の本来の意味は、学校間で共通の評価尺度を用いる評価です。大阪市教育委員会の方針は、大阪市統一テストという共通の評価尺度を実施して公平・公正な『真の絶対評価』を実施することです。…全市共通の評価尺度である統一テストの結果を生徒個人個人の評定に反映するという意味で、『真の絶対評価』であると言えます<sup>21)</sup>」。

ここでは絶対評価という語の強調で見えづらくなっているが、2002年ごろの教育課題や社会状況を踏まえて学習指導要領改訂の意義を考えれば、市の上記説明では、個別の知識・技能の目標到達度を評価するはずの「目標に準拠した評価」の意義が見失われていることに直ちに気づかされる。すなわち、絶対評価で不可欠とされる基準が、たとえば国民の共通教養や児童生徒の実情から必要な学力として設定されるのではなく、従来型のペーパーテストに置き換えられ、しかも全体の得点分布が、その基準とされかねない。「真の絶対評価」というよりは、全体の得点分布に依拠する相対評価に逆戻りするものである。

しかし、この逆戻りは、試験対策といえども学力向上に打ち込んで努力を重ねてきた層、特に経済的・学力的な中上位層に対しては著しく訴求力が高いとも考えられる。

いわゆる「ゆとり教育」の展開や、相対評価否定の風潮の下、これらの層は自分たちが受けてきた教育を否定されたような感覚に陥りやすい。そこへ絶対評価を導入することによって、条件・時期によっては、保護者になった上記の層は、児童生徒（＝我が子）が「絶対評価」に振り回される印象を持ち、同時に学校・教員による評価の主観性（ひいては“傲慢さ”さえ想起しているとは言い過ぎかもしれないが）を問題視・批判、ときには嫌悪している感もある。

さらに根底には、従来型の学力を軽視するものとして現在の風潮に反発を覚え、上記のような動向が仮に入試競争を激化させたとしても、むしろそれを歓迎するような意識も潜在しているのかもしれない。これらは橋下氏の「こだわり」であったと言われることもあるが、市長や大森氏の情報発信は、そうした土台に根ざすと同時に、共鳴・共感する人々を増やし、さらに強固になるという循環構造が見出せる。しかも大森氏は、元文部科学官僚で現大学教員、そして教育社会学や教育政策研究等の教育学を専門分野とする点で、一定の「教育の専門性」が認知される条件を有することも見逃すことはできない。

#### （４）政策意図の所在

##### —相対評価と絶対評価の概念識別の消失から—

以上の動向において、教育学の観点から深刻な問題の一つと思われることは、相対評価の教育上の問題性・欠陥については<sup>22)</sup>、一切、触れられなくなっていくことである。実質的には、統一テストで府下全域での順位を毎年確認するという相対評価に戻ったとも言える状態である。しかもそれは単なる回帰ではなく、テ

ストの回数も増えて、より重い位置づけをもたらされたものである。だが先に述べたように、施策上は決して相対評価への回帰とは記されず、統一的な「ものさし」の導入によって評価のばらつきや恣意を排す（と自ら標榜する）点で、あくまで「真の絶対評価」を実現したものとして位置づけられている。

例えば、大阪市教委の説明では<sup>23)</sup>、「統一テストの結果…上位6%に入る生徒には…『5』を与える…、相対評価と同じではありませんか？」との質問例に対して、「絶対評価の本来の意味は、学校間で共通の評価尺度を用いる評価…。大阪市…の方針は…統一テストという共通の評価尺度を活用して公平・公正な『真の絶対評価』を実施することです」と述べ、相対評価に該当するか否かの判断には一切触れず、「真の絶対評価」と押し切っている。実質的には相対評価に該当するものを、一般的にはその対置概念とされる絶対評価の言葉を強調することによって、相対評価ではないかのような印象を与えることになる。換言すれば、大阪市の立場においては、相対評価か絶対評価かという二択は、厳密な概念規定としては意味を消失させられているのである。

以上のような教育学上の重要概念の識別に注目して政治力学を読み解くこと、いわば教育学の系譜としての教育政治の方法は、大阪の動向のねらいや作用を正確に評価する上で重要となる。

大阪における内申書扱いの変更経緯について、いち早く批判的検討を行った小野田正利は、次のように橋下市長や大阪維新の会の対応を解釈・評価した。すなわち彼らは内申書の扱いを変更したものの、その弊害に直面し、また、学区撤廃で534の中学校と257の高校が一つの土俵に乗るという無茶な「戦国時代」に対して「妥当なコントロールが聞かなくなるのでは」と『自分たちで勝手に』恐れた」と推測する。そして、「言い出しつべ側（＝彼ら）に『歴史経過についての見識がなく』『定見と見通しが無い』ことが関係している」と強く非難し、「思いつき（ご都合主義）」で政策を展開していると述べ、いわば“場当たり的”であるものとして政策展開の解説を試みている<sup>24)</sup>。

一定の蓋然性のある説明とも思われるが、他方、本稿で示した経緯を深読みするならば、そして先の大森氏の動き等も含めると、推測の域は出ないもの次のような構図も想定できる。

すなわち、成績評価に無関係な学力調査の単純実施では、真面目に取り組まない生徒も出るため、全国順位の上昇という成果につながらない。そこで学力テストを、より実効性の高い施策として機能させるべく高校入試という利害に深く関連づけて、試験勉強のインセンティブ確保を企図したことが考えられる。

内申書が従来のようにテスト以外の日常的学習・活動を対象とする限り、相対評価であったとしても、全国学力調査の順位上昇の契機となるような、標準化されたテストに向き合わせることは難しい。内申書を絶対評価に変えることでこそ、統一の「ものさし」＝学力テストの必要性を主張・強調する間隙が生じる。このように考えれば、①調査書の相対評価から絶対評価への移行、②絶対評価への恣意性等への批判、③学力テストという統一的な「ものさし」の導入による相対評価への回帰＝「真の絶対評価」の導入という流れは、内申書の評定方法の転換自体がねらいというよりは、むしろ学力テストの実効性確保がねらいであったと考えた方が、より合理的で、市長・知事ないし政党・党首・幹部ら

の戦略に即したものとと言える。確かに彼らの主張では、論点設定や立論・展開自体は状況推移に応じて変幻自在で、場当たりのにも見えるが、ねらいとしては当初から一貫して、「学力」＝テスト点数の実効性ある向上であったと思われる。そして、その過程で現れた、絶対評価における教員の主観等への批判は、それ自体が教員批判という自己目的であると同時に、学力テスト政策を実現する跳躍台としても位置づけられたと言える。

#### 4. 府教委における「チャレンジテスト」導入の決定

##### (1) 府教委の対応

###### —全国学力調査の「利用」断念から独自試験実施へ—

先に述べたように、大阪市以外の他市町村からは学力テストを内申書に用いることについての反発が大きく、地方政権政党（大阪維新の会）—府知事—府教育委員会—大阪市長—大阪府教委（とくに教育委員長）のラインとの対立構図があった。そこには、同政党をめぐる府下全域の政治動向も深くかかわっていることは容易に想像できる。

その構図の上に、第3章に見た大阪府教委からの強い「要請」が府教委には寄せられていた。そこでの焦点は、大阪府教委が「大阪府統一テスト」を断行したことに現れていたように、中1・中2のみならず中3でも学力テストを行い、内申書「補正」に利用させるという方針に絞り込まれていった。

2015年、大阪府教委は教育長の「パワハラ」問題等に揺れ動いていた。3月に中原教育長が辞職すると同時に、絶対評価派の陰山教育委員長も同月末で辞職した。こうした混乱を経て新年度を迎えた4月、中3での府独自の学力テスト実施には、もはや準備が間に合わない段階になって、中3全国学力調査の結果を内申書作成に利用するという案が浮上し、4月10日開催の府教委会議で正式決定に至った。それは21日に実施される同調査の実に11日前という切迫ぶりであった<sup>25)</sup>。逆に、この時期に決定・公表したことによって全国的な耳目を集めることになり、そしてそれだけに後には引けない雰囲気醸成することに成功したと言える。この意味では政策実現上の演出の一環とも捉えられよう。具体的な決定内容は、各校の平均正答率を府の平均と比較して、当該校の3年生全員の内申書の「評定平均の範囲」を決定し、彼ら（3年生）全員の、全教科（9教科）の評定平均がその範囲に収まるよう調整することを、各校に要請するというものである。

この先はよく知られているところでもあるが、同年7月には文部科学省の専門家会議が、全国学力調査の利用に異論を唱えた。なお、12月には入試への使用禁止を実施要領に記す旨を決定している。同年8月には当時の下村博文・文部科学大臣が松井知事と会談し、当該年度に限って例外的に認めるが、次年度以降は認めないことを伝えている。

2015年11月に入り、次年度全国学力調査の利用が閉ざされた府教委は、同調査に代わる府独自のテストを新たに実施することを決定した（名称「中3チャレンジテスト」、実施時期＝3年生の6月）。そして、その結果を内申書評定に利用することを決定した。こうして、3年間以上に及ぶ対立・葛藤の過程を経て、中1～中3まで全学年において、府が独自に実施する統一学力テストの結果によって、内申書の評定を調整する体制が成立するに至っ

たのである。

##### (2) 府教委会議に見る「教育の専門性」

従来の理論枠組み、とりわけ教育行政学等の枠組みからすれば、府の教育委員会会議では、専門的指導性と民衆（素人）統制の調和が制度理念の一つとなり得る。

だがその調和とは、いかなる条件を満たせば実現されるのかは定かではない。そこでの専門性についても教育の専門性か、教育行政の専門性か、密接にかかわりながらも微妙な差異を持ちうるいずれと理解するのか、それ自体が議論の対象となる。

今回の決定の際の議論についても同様に、専門性がいかに位置づいていたのかを確定するのは容易ではない。そのような限界を見据えつつも、ガバナンスの変容と教育の専門性の関係を整理・把握する手がかりを得るために、上記の決定がなされた会議録を紐解き、その論点・争点を確認しておく。

上記決定がなされたのは2015年11月の大阪府教育委員会の定例会議であった<sup>26)</sup>。当時の教育委員は6名で、経歴・職業等は、府教育長、元中学校教員、企業社長、大学運動部監督、府下のある市の元教育長、保護者委員という顔ぶれである。同日の会議には全員出席していた。

議事では、まず事務方から文部科学省との交渉について説明があった。文部科学省からの言葉として紹介されたのは“入試での使用は望ましくないにもかかわらず、大阪府とは平行線をたどっており、次年度以降も同じ問題が生じるため、実施要領に入試活用不可との文言を盛り込む”という内容である。これに対して、大阪府側として「何の混乱も生じていない…、主張が認められず残念である」と伝えたという。ただ、実施要領に活用不可と書かれれば、全国学力調査の実施主体である市町村に迷惑をかけるため、持ち帰って検討することにしたという。

これを受けて議論の口火を切ったのは、元中学校教員であり、前府知事に請われて陰山委員長とともに教育委員に就任した小河勝委員であった。同氏は、中3チャレンジテストを内申書に活用するというアイディアに対して、下記のように明瞭な反対を唱えている。

「…3年近く議論して…、3年生でチャレンジテストはしないということ came。…テスト…の意義も分かる。…絶対評価…の各学校での評価バランス…全体との整合性を確認するため…。一方、学校の絶対評価の意味を大事にし…たい。…2年生までのチャレンジテストで確認…ということ came、今年1月…チャレンジテストで、非常にきれいな整合性が確認できた。…大阪府下の現場の先生方の、絶対評価をつけて来られた力量、水準がはっきり示されたと、私自身は喜んでた。この問題は片が付いたと思っていた。…3年生でのチャレンジテスト…の実施…になると、学校…の中で入試を行うのと同じ…ということになって、絶対評価そのもの、つまり学校での教育活動の意義…基盤そのものが揺らいでくるということ…除外してきた。この問題…が元に戻るという問題点について、私自身は懸念が消えない。…この案については反対申し上げる。」

これに対して教育長は、小河氏の指摘を「入試の前倒しになる」

という批判として受け止めた上で、中3チャレンジテストは「個人の評価には反映させず、極端な絶対評価については少し考え直す、いわゆる線引きとして使うという考え方」に基づくものであり、入試の前倒しではないとの理解を示した。

この説明の通り、確かに同テスト使用の眼目は、学校間の評価が極端にばらつくことを補正することに見出せる。だが「入試の前倒し」の意味については、小河氏は日々の教員による教育活動としての評価活動が無意味化されてしまうことを懸念していたのであって、そこにこそ要点があった。すなわち、日常の授業での様子を元に、教員が専門性を発揮して生徒の学習状況を評価した結果を調査書に記してきたのに、それがチャレンジテストで覆されかねず、いわば教員の専門性の不安定化・軽視につながる点を問題視しているのである。にもかかわらず、教育長はその点についての議論を回避して、個人の学力を複数回評価するものではないとの観点から、入試の前倒しではないと述べたに過ぎない。

### (3) 教育の専門性の“劣位化”の様相

#### 一府教委における教員経験者等の行動一

上記定例会議ではその後、3名の委員から意見が出されたが、どれもほぼ「中3でも共通の『ものさし』が(中1・中2時と同様に)必要であり、それがつくられた意義を高く評価したい」という旨の意見であった。

同じく教員経験も持ちながらも一人の委員(元府下市教育長)は、小河氏と対照的に実施ありきの技術的要望(実施時期について1学期末考査との間隔を空けてほしい)を出すものの、基本的には賛意を寄せ、同テストが中1・中2の内容を重視するため、2年生の学習での到達度を測れることを高く評価する。だが、これは、中3の6月という新学年開始後わずか2か月という段階で実施されるテストゆえ、むしろ必然的に中2までの内容しか問えないことを前向きに解釈した発言でしかない。これに対しては後日、小河氏から「(中3の6月にテストをしても)むしろ中2…の成績とほぼ変わりなく、例えばクラブ活動を引退して中3から心機一転、勉強を頑張って、上向きに伸びようとする生徒個人、学級・学校の雰囲気や阻害しかねない。結局、勉強ができない自分はダメなんだという自己否定感を強くしかねない」と、現場実感に基づく懸念が示されていた。

教委会議での議論の結果、委員6人中、賛成5、反対1という形で、前述のように中3チャレンジテストの実施が決定されたのであった。しかしながら、その決定プロセスにおいて、例えば教育の専門性を現場教員の判断や実感の尊重という相対把握するならば、それはきわめて存在感の薄い、軽視されたものに留まっていたと言える。

もとよりここには、この間、府知事・府議会の政治力学によって教育委員が選任・交代され、ガバナンスの力学が変容した影響もある。かかる状況下で、学力テストの実施ありきという方針が優先的に貫徹され、その方針の積極面ばかりに光が当てられていた。そして、その根本的な問題点や否定面については、ほとんど扱われていない。前述のような相対評価の非教育性や、入試競争の激化を抑制・緩和する必要性等、公立高校入試をめぐる基本的な論点はおろか、生徒と保護者の負担感、従来の意欲・関心・態

度の評価の重み、そもそも進路保障の問題など、教育の専門家であれば、とりわけ現場の専門家であれば、日々直面し、そして理論的にも実践的にも解答困難な諸課題・否定面は、少なくとも全委員で共有されることも、議論されることもなかった。

だが現実には、学校現場からは痛烈な反発が示されている。同テストの実施に対する現場の声に耳を傾けると、公立中学校の教員の一人は次のように問題点を指摘する。

「1年間すごく頑張ってきた、でもたった1回のテストで、その人(生徒)の5教科の5段階を決めるんですよ? どう思います? 提出物も出し、宿題も出し、発表もして3が取れた。でもチャレンジテストを受けた結果、テストの点が取れないから2に下がった、(そういう生徒が)何人もいますよ。その人の努力はどこに現れます? 生徒は実際『それだったら1年間、学校に来ないで、塾で勉強して、その日だけテスト受けたらいい』(と言い始めている)」<sup>27)</sup>。

この意見は、中3でのテストが実施される前の段階のものであり、主として中1・中2のテストに対する批判である。だが、筆者が実施した他の教員への聞き取りでも「(問題点はこの)中学教諭の言葉で言い表されていると思います。1年間『知識・理解』というテストの点数だけでなく、『興味・関心・態度』についても、授業態度・ノート点検・提出物などで細かくチェックして評価してきたものを、たった1回のテストですべて覆される。このことへの怒りは、大阪中に広がっています」と述べ、同感であると伝えてくれた<sup>28)</sup>。

しかし上記会議において、こうした教育評価上の重要論点は、それらを扱って然るべき人々によって適切に議論されたとは言えない。会議に陪席した事務局も含め、学校現場での教員経験を有する者同士の間でも、必ずしも論点や判断はかみ合わなかった。小河氏の提起についても、従来の通念からすれば、中学校および中学校教員の信頼性に深くかかわる提起であるはずにもかかわらず、教育の専門性を有するはずの教育長や委員が正面から受け止めた形跡はなく、やや論点をずらされた上で、黙殺された形となっている。いわば専門家同士の間にも大きな姿勢の違いや対立構造が見受けられるのである。

あるいは今回の議論が通念を超えた意義をもつ新たな教育論議だったのだろうか。そうでないとすれば、小河氏以外の教育の専門家(事務方を含む)が重要論点を看過したという点、そして仮に個人的な現場での経験、同僚関係での記憶がいかなるものであれ、教育の専門家の信頼度を落としこそすれ高めなかったという点では、教育専門家の“背任”行為とさえ批判する声もあり得る。それは言い過ぎかもしれないが、少なくとも従来の教育の専門性から言えば、特定の政治的意図に立脚する非専門家との親和性が高すぎるきらいがある。

また、重要だが複雑で解決困難な諸課題については、専門家だからこそ析出・指摘すべきはさすが、今回の例では、そうした課題が既定路線の方針実現を妨げないよう、むしろ専門家ならではの巧妙な論題化回避を見せていたとも言える。これらについては、先に触れた大阪市についても、ここでの様相以上に該当するものと思われる。

そもそも教育委員選任の権限構造から規定される面が大きいと

ころではあるが、果たして首長主導のガバナンス改革の中で、教育委員にとって「クライアント」が誰であるべきなのか、児童・生徒や保護者との関係をどう捉えるべきか等、改めて問い直されるべき課題が浮かび上がっている。

## 5. むすびにかえて

### —ガバナンスの変容と教育の専門性のゆくえ—

以上、大阪では、全国状況に合わせるという名目で公立高校入試の内申書に「目標に準拠した評価」＝「絶対評価」が導入されたことを契機として、むしろ内申書を学力テストが大きく左右する、いわば「相対評価」に回帰するような状況が意図的・計画的に生み出されていた。その根底には、標準化された学力テストでの得点向上を至上命題とする、やや単純ながらも貫徹力の強い政治的信念が確認できる。政党・知事・市長としては、教育以外にも無数の領域での政策構想・発信を余儀なくされるなかでの単純化・焦点化であり、政治的支持獲得・訴求にとっても都合が良い。だがそれだけでなく、真剣に得点向上こそが大阪の発展に不可欠と捉えられていたふしもある。

その過程において、府と府下の（大阪市以外の）市町村とが対立する構造の中、大阪市とキーパーソンの活躍で事態の停滞・膠着を打破し、最終的には府教委のチャレンジテスト実施決定を引き出すことに成功した。そのことによって、上記の相対評価への回帰という状況が確立・正当化されたと言える。

また、全国学力調査にも波及することによって、そして一つの議論に3年間という一定の長さの時間をかけることによって、府下の有権者に対する訴求度も高くなっていく。裏を返せば、当初は地方与党として十分な影響力行使が可能な大阪市という範囲から出発し、府全域へと影響力を広げていったという点で、政党としての戦略性も確認できる。

教育の専門性を考える上でさらに重要な点は、政策過程が進めば進むほど教育の専門家に対する風当たりが強まっていたことである。すなわち議論の発端では「全国で唯一、相対評価を残してきた」として、公立学校教員は「欺瞞・保身」となじられた。他方、絶対評価が導入されるや否や、評価の主観性、ばらつき、生徒個人にとっての不公平感などを強調する論陣が張られていく。結果として、どちらの評価手法を採用しようとも教員側に非があることになり、とりわけ（我が子あるいは自身が）中～上位学力層である府民がもちうる教員への不満を土台に、過去の学校経験での記憶も重なって、後者の否定的印象が増幅発信されていった。いわば、学力テスト重視へのシフトと、教育専門家の信頼性毀損が同時に達成されたと言える<sup>29)</sup>。

ここでは本案件固有の理論的性質、すなわち教育評価方法をめぐる難しさに目を向ける必要もある。歴史的経緯においては、もちろん絶対評価も完璧ではない中で、しかし当時の教育課題から相対評価の非教育性が直視されたゆえに、絶対評価（目標に準拠した評価）への全面転換に踏み切ったはずである。

これに対して大阪府では、こうした経緯と、それに伴われるべき繊細さが無視され、むしろ理論的決着の難しさ・不完全性を衝く形で、絶対評価と教員が批判されたのであった。教育専門家側は、上記理論的困難や批判への反論を広く世論に問うような、

情報化時代に適合的な情報発信力も乏しく、社会的支持の獲得という点では相手側が圧倒的優位であった。

それではこうした旧来の専門家の劣位の下で、市民を交えて新たな教育の専門性が生成したと受け止められるであろうか。もちろんその萌芽が今後、発現しないとも限らない。だが、これまでのところあくまで「学ぶ側」・被評価者としての不公平感など、生活実感には根ざしているとしても、換言すれば学ぶ側＝評価される側としての一定の専門性は発揮したとしても、評価“する”側の難しさや生徒の実情に照らした学力概念把握、あるいは評価や高校定員をめぐる個と全体、学校・地域ごとの違い、教育権の保障と教育条件など、「教える側」なら不可避の本質的課題へ能動的・創造的に正対・応答したとは言いがたい。その意味では、ガバナンスの変化に伴う新たな教育の専門性の登場と見なすことは難しいというのが、本稿の現段階での結論である。

※本稿は、日本教育経営学会第56回大会・自由研究発表（2016年6月11日）「新たな学校ガバナンスにおける『教育の専門性』の再定位（1）」（共同報告者：○浜田博文（筑波大学）、安藤知子（上越教育大学）、○山下晃一（神戸大学）、○加藤崇英（茨城大学）、大野裕己（兵庫教育大学）、高谷哲也（鹿児島大学）、○照屋翔大（茨城大学）、朝倉雅史（早稲田大学）、高野貴大（筑波大学大学院生）○印は口頭発表者）に基づく。本稿の一部はJSPS 科研費JP15K13172、JP26381075の助成を受けた。

## 註

- 1) これら一連の元知事・元市長の発言および教育施策は、各新聞でも特集連載が組まれるなど、高い注目を集めてきた。「[教育ルネサンス] 検証・橋下改革(1)～(11)」『読売新聞』2009年5月、「[学テ公開]の現場から(上～下)」『毎日新聞』2009年11月、「大阪府教育基本条例案とは(上～下)」『朝日新聞』2011年10月、「大阪の教育は輝くのか(第1部～第5部)」『産経新聞』2012年11月～2014年1月など。
- 2) 小野田正利「教育再建に向けて—7年余の破壊から立ち上がる人を支えたい—」藤井聡・村上弘・森裕之編著『大都市自治を問う—大阪・橋下市政の検証—』学芸出版社、2015年、教育科学研究会編、中田康彦・佐貫浩・佐藤広美編著『大阪「教育改革」が問う教育と民主主義』かがわ出版、2012年、市川昭午『大阪維新の会「教育基本条例案」何が問題か?』教育開発研究所、2012年など。
- 3) 大前ちなみ「保護者は教育改革を望んでいる：思いに寄り添う言葉を探して」『教育』2013年8月号。
- 4) 一例として長井勘治「教育委員会制度について考える—校長時代における教育委員会との連携を踏まえて—」『教育行財政研究(関西教育行政学会)』第43号、20-23頁、2016年。
- 5) 「中学内申書 絶対評価も 府教委検討『夏頃までに結論』」『読売新聞』2012年4月21日33面、など。
- 6) 「橋下・大阪市長 学区撤廃で、『全府で学テ』」『毎日新聞(大阪夕刊)』2012年1月31日1面。
- 7) 一連の発言はSNSにおいて一定層に注目されたようである。  
[https://twitter.com/search?q=from%3At\\_ishin%20since%3A2012-](https://twitter.com/search?q=from%3At_ishin%20since%3A2012-)

- 05-04%20until%3A2012-05-07&src=typd&lang=ja、  
[http://twilog.org/t\\_ishin/date-120505](http://twilog.org/t_ishin/date-120505) (2017年3月26日確認)。
- 8) 「大阪府教委 中3内申書に絶対評価導入を決定」『毎日新聞 (大阪夕刊)』2012年8月30日10面など。
- 9) 「統一テスト、全中学生に 橋下氏意向」『読売新聞 (大阪夕刊)』2012年1月31日1面、および前掲注6)。
- 10) 「大阪府学力テスト：府・大阪市、中学統一テスト合意」『毎日新聞』2012年6月13日24面。
- 11) 「絶対評価、公平ジレンマ 大阪府教委、中学内申書に導入へ」『朝日新聞』2012年8月31日33面。
- 12) 「内申書直結テスト、要請へ 大阪府教委」『朝日新聞 (大阪夕刊)』2012年8月20日11面。
- 13) 前掲注8)。
- 14) 「橋下市長が構想 大阪府トップと教委で改革協議会」『朝日新聞』2013年4月25日38面。
- 15) 「大阪の公立中 統一テスト 来年度 府教委方針1・2年生全員」『読売新聞』2013年11月21日39面。
- 16) 「統一テスト：結果活用方法は市町村教委一任」『毎日新聞 (地方版/大阪)』2013年11月26日24面、「統一テスト『府主導でルール作りを』意見交換会 橋下市長が要請」『読売新聞』2013年12月10日33面、「統一テスト1・2年成績 内申点算入 府教委検討」『読売新聞』2013年12月18日33面。
- 17) 一例として「内申で合否決めおかしい 絶対評価の学校間格差」『AERA』2006年5月15日号。
- 18) 「高校入試内申点に『総枠』を 大阪府教委、府教委に意見書提出へ」『朝日新聞 (地方版/大阪)』2014年7月9日32面。
- 19) 大森不二雄「ゆとり教育の置き土産―『絶対評価』」戸瀬信之・西村和雄編『教育における評価とモラル (シリーズ日本の教育を問い直す3)』東信堂、2011年 (発行月：同年3月)。
- 20) 大阪市教育委員会・教育委員長大森不二雄「高等学校入学者選抜の調査書 (内申書) の公平性を確保するために [改訂版]」2015年4月13日、<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000307/307616/messeji2.pdf> (2017年3月26日確認)。
- 21) 大阪市教育委員会「平成28年度大阪府公立高等学校 (ママ) 入学者選抜における調査書に記載する評定等に関する方針 [改訂版]」2015年4月13日、<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000307/307616/housinkaitei2.pdf> (2017年3月26日確認)。
- 22) 基本的な論点整理については、田中耕治『教育評価』岩波書店、2010年、41-52頁。
- 23) 大阪市教育委員会「平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定等に関する大阪市の方針Q & A [改定版] 中学生・保護者・市民の皆様の疑問点にお答えします」2015年4月13日、<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000307/307616/QAkaitei2.pdf> (2017年3月26日確認)。
- 24) 小野田前掲論文。同「中3の1年間の伸びしろは無視? (普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて第227回)」『内外教育』第6436号、2015年8月7日号。
- 25) 「学力調査を高校入試に活用 大阪府教委、内申点に反映」『朝日新聞』2015年4月8日31面、「学テ活用、大阪府教委が決定」『日本経済新聞 (大阪夕刊)』2015年4月10日。
- 26) 大阪府教育委員会「平成27年11月委員会会議 会議録」<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/meeting/kaigiroku2711.html> (2017年3月26日確認)。
- 27) 関西テレビ「ザ・ドキュメント こどもが笑う大阪 ―大阪教育改革8年―」2016年5月28日放映。
- 28) パーソナルコミュニケーションによる。2015年4月から現在に至るまで、府下各地で開催される集会の参加教員や旧知の教員から本案件に関する情報収集を続けている。匿名性保持の点から会の名称や個人名は伏せるが、記して感謝申し上げる。
- 29) 新聞報道では当初、こうした教育専門家の信頼性毀損は十分に話題にならず、むしろ不公平是正の意義のみを過度に強調・是認し、歓迎する風潮だったようにも思えた。今回の措置が学力上位層に有利になりうることを考慮すれば、こうした風潮は、報道側の過去の学校経験や学力の高さから生み出されたものかもしれない。さらに、過去に自分に下された教員からの評定への不満に基づくように感じられる記事もあった。ある程度は記事内容が個人的経験に基づくのは仕方ないとしても、自分とは異なる人々の身の上に実際に何が起こりうるのか、綿密な取材に基づく見通しが示されることが望ましいようにも思える。当初の報道例として『朝日新聞』2015年12月4日27面。また、報道側の教育記事をめぐる自己反省・逡巡については井上英介「記者ノート：学校教育への問い (教育の森)」『毎日新聞』2006年6月12日23面が非常に印象深かった。